

令和8年1月19日

懲戒処分の公表について

社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会では、本会職員に対して、以下のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。被処分者がこのような事態を引き起こしたことについて、社会的責任を担う社会福祉法人として、決してあってはならないことであり、深くお詫び申し上げます。

記

1. 被処分者 社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会 職員 女性 40代
2. 処分量定・処分効力発生日 「けん責」・令和8年1月8日
3. 処分対象行為

被処分者は、令和7年12月現在、担当業務において、関係機関に提出すべき書類で計84件の提出遅れ、2,023,003円が未請求となっていた。

被処分者の上記行為は、社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会職員就業規則が定めるに該当することから、同規則第49条第1項第3号並びに第50条第1項第1号に定める懲戒事由(※)にあたるため「けん責」による懲戒処分としたもの。

以上

(※)該当する懲戒事由は以下のとおり。

社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会職員就業規則

第49条第1項第3号 職員が次の各号の一に該当するときは、けん責、減給、停職または解雇の処分をする。

(3)正当な理由なく職務上責務を遵守しないとき。

第50条 懲戒処分は、次の各号の区分によって行う。

(1)けん責は、始末書をとり、将来を戒める。